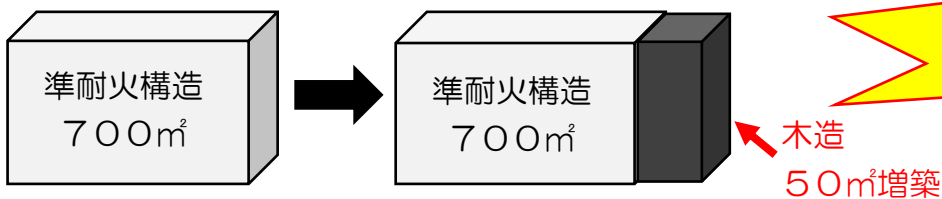


知らぬ間に・・・

消防法違反！

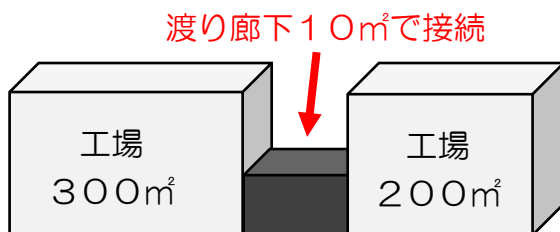
【事例 1】 既存倉庫に木造の倉庫を増築



屋内消火栓設備
設置義務！

※準耐火構造の緩和要件が適用されず、屋内消火栓設備の設置が必要となる

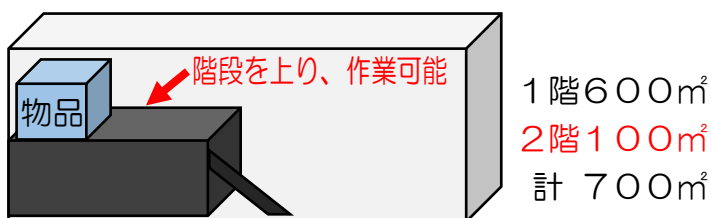
【事例 2】 渡り廊下や屋根で建物を接続



自動火災報知設備
設置義務！

※2棟の面積が合算され、自動火災報知設備の設置が必要となる

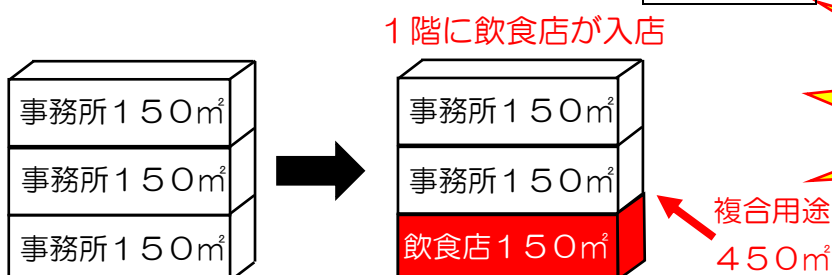
【事例 3】 平屋の倉庫を2階層に増築



屋内消火栓設備
設置義務！

※2階の面積が増えたことで、屋内消火栓設備の設置が必要となる

【事例 4】 事務所から飲食店に用途変更



自動火災報知設備
設置義務！

※建物の用途が変更され、自動火災報知設備の設置が必要となる

重大な消防法違反の大半は、建物の増改築や 接続、用途変更が原因で発生しています！

消防法では、建物の構造、面積、用途ごとに消防用設備等の設置基準が定められています。不用意な増改築、接続、用途変更によって重大な消防法違反が起きてしまう可能性があります。

消防法に違反した場合

1 違反対象物を公表

違反の内容により、ホームページ上に建物の情報を公表する場合があります。

2 行政処分の対象

消防法に基づく命令や罰則を受ける場合があります。

また、命令するとともに建物の出入口に火災予防上の危険を知らせる標識を設置します。

罰則（消防用設備等設置命令違反の例）

行為者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

法人に対して、3,000万円以下の罰金

建物の増改築、接続、用途変更などを行う場合は、
事前に羽生市消防本部予防課へご相談ください。

〈もう一つお知らせ〉

旧規格消火器は、交換が必要です。
適応火災のマークが文字表示の消火器は、新規格消火器に交換してください。



問合せ先：羽生市消防本部予防課／048-565-1234